

市民病院あり方特別委員会の設置に関する決議（案）

1 特別委員会の設置

地方自治法（昭和22年法律第67号）第110条及び三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）第4条の規定により、7名以内の委員からなる市民病院あり方特別委員会を設置する。

2 調査事項

広域的なネットワークによる市内の救急医療を含んだ急性期医療及び地域医療体制の充実を図るとともに、今後の市民病院の広域的な連携・再編統合に向けて検討している事項の取組み状況について調査する。

3 調査期限

市民病院あり方特別委員会は、2に掲げる事項の調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査検討を行うことができる。

以上、決議する。

平成29年10月23日

兵庫県三田市議会